

オーストラリアにおける アジア法教育の現状

香 川 孝 三*

1 はじめに

1997年6月25日から8月16日まで、文部省在研研究（短期）によってメルボルン大学にあるアジア法センターで研究する機会を与えられた。研究テーマは「オセアニア型労働協約法制の研究」であったが、神戸大学国際協力研究科でアジア法を担当しているのも、オーストラリアでのアジア法の研究と教育がどのようなになっているかに、非常に関心を持っていた。そこで、本稿では、オーストラリアでのアジア法教育の現状を述べることにする。結論から言えば、日本のアジア法教育や研究より一歩進んでいるという印象を持った。オーストラリアはイギリスの植民地であったことから法律はイギリスの影響を強く受けており、当然にイギリス法への関心は高い。その中で、オーストラリアでも初めは個人的関心からはじまったアジア法の教育と研究が、経済的にアジアとのつながりが強まるにつれて、政府や産業界のバックアップを受けて組織的に研究や教育できるシステムができつつある。それを受けて大学も柔軟な教育システムによって答えている。それがアジア法の受講者や研究者を増やし、アジア法を専門とする弁護士を育てている。

2 オーストラリアにおける法学部

オーストラリアでは1997年現在で38の大学のうち、27の大学に法学部があるが、1990年代になって多くの法学部が設立されている点に特色がある。つまり、ここ10年の間に法学部の約半分が設立されている。1855年創設のシドニー大学、1857年創設のメルボルン大学

* 神戸大学大学院国際協力研究科教授

が最も古い。1883年アデレード大学、1893年タスマニア大学、1921年西オーストラリア大学、1935年クイーンズランド大学に法学部が設置されている。第二次大戦以前には6大学だけに法学部が存在していた。第二次大戦後、1955年オーストラリア国立大学、1963年モナッシュ大学、1970年代に5大学（1971年ニュー・サウス・ウェールズ大学、1972年ラツウープ大学、1974年マクエリア大学、1977年シドニー工科大学、1976年クイーンズランド工科大学）、1980年代には2大学（ともに1989年にノーザン・テリトリー大学とボンド大学）であったが、1990年代になり、12大学¹で設けられている。

1976年から1984年まで大学の予算が削減され、1985年になって削減が止まった。したがってこの10年間は法学部の新設が少ない。1990年代になって急増している。これはオーストラリアの人口がここ5年間で100万人増えて約1790万人にまでになった（1996年国勢調査による）こと、それによって大学進学者が増えてきたこと、貿易の拡大、海外進出企業の増加等によって法律の専門家に対する需要が拡大したこと、法学部の設立費用が理科系の学部ほど多くいらなことが法学部の増設につながっている。最後の理由は工学系の

大学にも法学部がもうけられていることに示されている。

1995年西シドニー大学に法学部が新設されてからは、新しい法学部は設立されていない。一応新設ブームは終わったように思われる。

法学部での教育期間は最低3年か4年である。特色があるのは多くの学生が5～6年在学して2つの学士号を取得していることである。法学と人文科学、法学とビジネス、法学と自然科学という組み合わせで2つの学士号を取得している場合が多い。さらに法学と工学、法学と医学という組み合わせも増えている。法律の実務をおこなう上で、法学以外の分野も必要とされているためである。将来弁護士となってアジア諸国で活躍したい学生は、アジア諸国の言語を身につけ、アジア地域研究の勉強をおこなう必要があり、人文科学の学部の授業も受けながら、2つの学士号を取得できるシステムになっている。日本では法学士を得た後、別の学部に学士入学すれば別の学士号の取得が可能であるが、法学部に在籍しながら2つの学士号を得ることはできない。さらにアジア諸国の言語を習得する場合にも、外語大学を除けば、一般教育で中国語やハングルを習うことができるが、それ以外の言語は特別に個人的に勉強する他ないのが現状である。日本では学部ごとに分けられ、それぞれがたこ壺状態にあるが、オーストラリアは学部間の垣根が低く、柔軟な取扱ができる点が特色と言えよう。オーストラリアでは通常学部生は17、18、19歳であり、さらに2～3年教育期間が伸びても21～2歳であり、

1. 1990年に University of Wollong, James Cook University of North Queensland, Murdoch University, 1991年に University of Canberra, 1992年に University of New Castle, University of New England, Flinders University of South Australia, Deakin University, Griffith University, 1993年に Southern Cross University, 1994年に University of Western Sydney Macarthur, 1995年に University of Western Sydney Nepean の12大学である

卒業年齢がアメリカ、ヨーロッパ、日本の大学とそれほど変わらないことも法学部での教育が5～6年になることを可能にしている。

授業は3月から10月までおこなわれる。年間28週の授業をおこなっている。季節で言えば秋、冬、春の季節に授業がなされている。冬といっても日本ほど寒くない。むしろ夏の暑さが強烈なので夏休みが長くなっている。授業の前には事前に分厚い教材のコピーが渡され、それを読んできているという前提で議論をしながら授業が進められている。そのために授業に出る前に勉強が必要である。メルボルン大学法学部図書館は月曜日から木曜日までは午後10時まで開いている。金曜、土曜、日曜は午後5時までであった。開館時間が長いことは羨ましい限りであった。ところが学生全員がよく勉強しているというわけではないようである。しかし先生方の話からは、よく勉強する学生の割合は日本よりずっと高いように見受けられた。

法学部では女子学生が約4割を占めている。メルボルン大学でも同様であった。メルボルン滞在中に、メルボルン大学法学部に女子(Flos Greig)が入学してから100周年になり、それのお祝いの会が8月15日にビクトリア州美術館の大ホールで開かれた。前年に卒業生である Rosemary Balmford がメルボルン大学法学部卒業の女性として初めてオーストラリアの最高裁判事²になっていたことから、彼女がそのお祝いの会の実行委員会会長であった。日本でも法学部への女子学生の進出が最近見られ始めたが、オーストラリア

ではその歴史を感じた。メルボルン大学法学部のスタッフをみても、教授11名中女性2名、准教授10名中女子2名、上級講師16名中女子5名、講師25名中女子11名になっていた。低い地位ほど女性の割合が高いという問題があるが、日本の法学部と比べれば女子の教員がずっと多い。オーストラリアでの女性の平均賃金は男子のその90.8% (UNDP人間開発報告書1995ジェンダーと人間開発42頁) であり、日本では男女雇用機会均等法が施行されて10年以上になるのに、やっと60%そこそこであることと比べれば、男女平等の実現への道のずっと先をオーストラリアは歩いていることを感じた。

法学部の卒業生の3分の1以上は法律家にはならないで銀行、民間企業、公務員になっている。したがって半分強が法律家になっている。そのためには、まず法廷弁護士または事務弁護士になるが、そのためには法学士の資格を得た後、実務研修訓練を受けることが必要である。州によって若干違いがあるが、35週前後の実務研修訓練を受ける³。事務弁

2. 女性として初めて最高裁判事となったのは1986年就任のマリー・ゴードロン氏である。最高裁判所は英語ではHigh Court of Australiaと表記され、州最高裁判所から上訴できる唯一の裁判所である。イギリス枢密院司法委員会への上訴は1985年5月に廃止された。

3. 実務訓練をおこなう所として、Legal Workshop, Australian National University, College of Law, University of Technology Sydney, Leo Cussen Institute (Victoria State), Department of Legal Practice, University of South Australia, Bond University Legal Training Institute, Legal Practical Course, Faculty of Law Queensland University of Technology, Centre For Legal Studies, University of Tasmania の7カ所がある

護士は独立して事務所を持つ場合もあるし、企業に雇用されて法務部で勤務する場合もある。さらに公務員となって法律職として働く場合もある。

3 オーストラリアでのアジア法教育

オーストラリアで初めてアジア法研究と教育をおこなうことを目的として組織されたのがメルボルン大学アジア法センターである。連邦政府、ビクトリア州政府の財政援助によって1985年10月に発足した。それ以前にメルボルン大学ではハンス・レイサー (Hans Leyser) 博士が1950年後半から1960年代の初めにインドネシア法の研究を始めた。それを受け継いでメアリ・ヒッコック (Mary Hiscock) 博士が1969年に初めて法学部で比較法と民法のコースの中で日本法の授業を組織した。野田良之教授のフランス語で書かれた日本法の本を英語に訳して教材としていた。この授業は Tony Angelo 教授 (その後ウエリントンにあるヴィクトリア大学教授・学部長) によっておこなわれた。その後ヒッコック博士は中国法とインドネシア法の授業をメルボルン大学法学部で開講した。

モナッシュ大学は1974年から日本法の授業を設けた。最初に担当したのはピーター・ホッカー (Peter Hocker) 氏とマルコム・スミス (Malcolm Smith) 教授であった。専任の日本法担当者がいたのは1981年までであるが、その後も客員教授によって日本法の授業が続けられた。オーストラリア国立大学で1960年代終わりに Alice Tay 博士が中国法

の授業を開講した。彼女はその後シドニー大学に移り、アジア太平洋法研究センターを1993年に設立している。1970年前後にアジア法の講義が開講されるきっかけとなったのは1966年キャンベラでローエイシア (アジア太平洋法律協会 LAWASIA) がオーストラリア法律協会 (Law Council of Australia) の指導のもとで設立されたことである。

この背後にはオーストラリアがアジア諸国とのつながりが強まってきたことがある。日本もオーストラリアも「アジアのよそ者」という共通項がある。オーストラリアは地理的にアジア諸国の隣にありながら、白豪主義のためにアジアの外にいたし、日本もアジアに属しながら、アジアを侵略し、アジアでの先進国として他のアジア諸国から羨望のまなざしで見られつつ、疎外もされてきた。このことから「アジアのよそ者」という共通項を見いだすことができる。しかし、オーストラリアはアジアとの経済的関係を強化することを目指している。国際取引や貿易が盛んになり、直接投資が増えれば法律問題が生じ、それを解決するためにアジア法の需要が高まる。これがオーストラリアがアジア法に関心を抱く理由である。

さらに1986年ウルグアイ・ラウンドにおいてサービス業務の自由化が議論されたが、その中に法律業務も含まれ、1989年法律業務のグローバリゼーションに関するコモンウェルス法律家の研究会の報告書が出された。これを受けてオーストラリアの法律事務所が海外に事務所を持ち始めた。1980年代の終わりま

で12の法律事務所がアジアに25の支店を設置した。これは国際的取引にかんする法律の需要拡大につながっている。

ヒッコック博士が中心になってメルボルン大学にアジア法センターが作られ、1994年ボンド大学に移るまで、彼女はその顧問委員会の会長であった。それ以前にハーバード大学とワシントン大学の東アジア法センターがすでに存在しており、それがアジア法センターを設立する時のモデルとなっていたが、メルボルン大学では東アジアに限定せず、広くアジアという名称を採用した。

マルコム・スミス教授はブリティッシュ・コロンビア大学の日本法教育の責任者から、1987年3月からアジア法センターの所長となった。現在研究と教育のスタッフとして5名が所属している。中国法、日本法、台湾法、インドネシア法を専門としている研究者がいる。この5名がメルボルン大学でのアジア法関係の授業の中心スタッフになっている。

メルボルン大学では、学部レベル（学生総数約1600名）で「中国の社会と法」、「日本の社会と法」、「台湾の社会と法」、「マレーシアの社会と法」がすでに開講され（毎年開講されているわけではない）、これから、韓国、インドネシアのコースが追加されることが決定されている。

シラバスを見ると、これ以外のコースでは、「Government Law」の中で日本憲法論が科目として取り上げられていた。さらに「国際労働法と比較労働法」の中で、アジア諸国の労働法が取り上げられていた。

また1年生の授業として「法の歴史と哲学」があり、この中でアジアの法制度についての講義が組み込まれている（1994年より実施）。日本、韓国、インドネシアの西洋法の継受、インドネシアやマレーシアのイスラム法、社会主義国の法として中国法等が取り上げられている。法学部の1年生の授業科目にアジア法が組み込まれているのは、アジア以外の国ではきわめて珍しいのではないかな。

大学院（学生総数約650名）では、アジア法関係で14の講義が用意されている。これらは毎年授業がなされているわけではないが、在学期間中に受講できるよう工夫されている。「アジア太平洋地域の憲法論」、「日本の憲法論」、「アジアの税法と投資法」、「アジアにおける資金調達の問題」、「アジアにおける商取引の紛争処理」、「東南アジアの商法」、「中国の国際経済法」、「日本の国際経済法」、「インドネシア法入門」、「インドネシアにおける資源法と政策」、「台湾法入門」、「日本法A（オーストラリアと日本との取引の紛争処理）」、「日本法B（商法）」、「韓国の法」、「市民・権利・ジェンダー再論」の14科目である。

これだけの授業をおこなうために、法学部の専任のスタッフが7名（うち5名がアジア法センターにかかわっている）、歴史学部から1名、弁護士が3名、企業の法務担当者1名が教育にかかわっている。担当できる法学部の専任が7名もいるのにはびっくりした。大学院であるので受講生は多くはない。弁護士が仕事の必要から聴講生として受講しているケースがあったし、ヨーロッパの大学から

の留学生がアジア法の勉強のために受講しているケースもあった。基本的には英語文献によって授業がなされていたが、アジア諸国の言語を使える学生が多かった。判決文は英語に訳されていたが、アジア諸国の言語で書かれた判決（たとえばインドネシア語）も教材とされていた。センターが設立されてから10年目の1995年までにアジア法専攻の大学院を修了した学生は19名である。

メルボルン大学の他に、シドニー大学にアジア太平洋法研究センター（Center for Asia-Pacific Legal Studies 1993年設立）、ノーザン・テリトリー大学に東南アジア法センター（Centre for South-Asian Law 1996年設立）、マードック大学にアジア太平洋知的所有権研究所とアジア太平洋人権法センターがある。いずれも2～4年前に設立されたばかりである。このうちシドニー大学とノーザン・テリトリー大学を訪問したので、その2つを紹介しよう。

シドニー大学法学部の学部レベルでは、アジア法関係の授業として、「現代中国司法制度」があるだけであるが、このアジア太平洋研究センターの所長はTay教授で中国法を専門としているので、中国法の教育が中心となっている。毎年7月から8月学生を上海に連れて行ってウインター・スクール（2単位）を実施している。

大学院ではアジア太平洋法の修士課程のプログラムを実施していた。「投資のための中国商法・経済法」、「中国司法制度と海外投資法」、「インドネシア法」、「アジア太平洋の法

と法文化」の講義が用意されていた。訪問した時に、最後にあげた「アジア太平洋の法と法文化」の授業として横浜国立大学大学院国際経済法学研究科の松尾弘助教授が客員助教授として日本法を担当していた。ここで注目されたのは、ベトナム法の整備に協力するためにベトナムの法律家に3カ月の訓練を実施していることである。スウェーデンの国際開発庁がスポンサーで市場経済化に合わせた法制度の改革を促進することを目的としている。日本でも財団法人国際民商事法センターがベトナム国法整備支援研修を実施しているが、オーストラリアもベトナムとのかかわりを深めていこうとしていることがわかった。

ノーザン・テリトリー大学は最近ダーウインの郊外の広いキャンパスに移転し、まだ建設途上にあった。オーストラリアの一番北に位置し、東南アジアに近いことから比較法の修士課程に東南アジア法のコースが設けられていた。ここでは、「比較行政法」、「比較家族法」、「比較憲法」、「比較知的所有権法」、「インドネシア法」、「インドネシア司法制度」、「国際取引法」、「国際環境法」、「東南アジアのイスラム法」、「マレーシアとシンガポールの司法制度」、「マレーシアのビジネス法」の講義科目が設けられていた。16名もの講義担当者がいるが、このセンターの設置にはメルボルン大学アジア法センターが協力しており、メルボルン大学から3名が講義を担当していた。その他にマラヤ大学から2名、クイーンズランド大学、モナシュ大学、デリー大学から各1名が講義を担当している。所長のウー

教授は中国系のマレーシア人であることから、マレーシアとシンガポールの法律に強いという特徴がある。英語圏の大学から教授陣を集めており、多くの授業が集中講義でなされていた。「英語圏アジア研究者マーケット」があり、英語圏から人材を集められるという利点がある。この強みを感じたのが、この東南アジア法センターであった。

以上3つの法学部の状況を説明したが、オーストラリアでは先に述べた法学部の増設に合わせて、アジア法の授業が取り入れられているところが増加している。大学院レベルでは、オーストラリアの隣にあるインドネシアの法律を教えているところが17大学もある。さらにアジア地域の法を教えているのが11大学もある。台湾法、韓国法、マレーシア法、インドネシア法、ヴェトナム法等が教えられている。中国法は7大学で教えている。アジアの中でも東南アジアがほとんどで、南アジアにまでは広がっていない。南アジアとのつながりが薄いことの反映であろう。

アジア諸国の法律は、はじめは比較法の観点から教えられていたが、しだいに特定の国、特定の法分野ごとに教える方向にある。アジア法を細分化して教えられる体制ができ始めていることを強く感じた。教える側の要員が確保できるようになっているからである。教える者は大学に籍をおく研究者だけでなく、弁護士や企業の法務担当者も授業を担当している。実務を担当する人達も、アジア諸国との取引や交渉の必要からアジア諸国の法律の研究の蓄積ができていることを示している。

日本でも企業のアジア諸国への進出には長い歴史があり、アジア諸国にかかわる企業法務に関しては相当の蓄積を持っているはずである。それを積極的に大学が活用する必要性を感じた。学生は自主的に2つの学士号を取得している。法学の学士号をとる時にアジア法のコースを組み入れると同時に、アジア諸国の言葉を学び、アジア地域の政治・経済・文化を学んで、アジア法を本格的に勉強することを可能にしている。それによって、複数の分野にまたがる領域をカバーできるアジア法の知識を持った法律の専門家・実務家を養成することに力を入れていると言えよう。

4 アジア関係の学会組織

学会組織としては1976年に Asian Studies Association of Australia ができ、その傘下に、Asian Cinema Studies Society, Chinese Studies Association of Australia, Indonesian Studies Group, Japanese Studies Association of Australia (1980年5月創立総会が開かれている), Malaysia Society, Philippine Studies Association of Australia, South Asian Studies Association of Australia and New Zealand, Vietnam Studies Association of Australia, Womens' Caucus が存在する。

アジア法研究者はそれぞれの専門とする地域の学会に属している。たまたま2年おきに開かれる豪州日本学会がメルボルン大学で1997年7月6日から9日に開かれたので、参加させてもらった。日本からの参加者もあり、

報告者が全部で170名を越えていた。その数の多さに驚かされた。日本語教育と日本文学をテーマとする報告が多かったが、経済、社会、法律の報告もあり、多様なテーマが取り上げられていた。研究者層の厚さを感じた。国際交流基金が作成したオーストラリアでの日本研究者の1997年版リストによれば、大学に籍をおく6名が日本法を研究していた。

アジア法研究者だけの学会組織は正式にはまだ成立していないが、インフォーマルな集まりがあり、Australian Journal of Asian Laws という雑誌を創設する努力を積み重ねている。メルボルン大学アジア法センターがその中心となっていた。ちょうどメルボルン滞在中、その雑誌の編集方針が検討されていた。1998年中には創刊号が発行される予定である。これができれば、オーストラリアで初めてのアジア法専門の雑誌となる。

参考文献

Malcolm Smith, "Japanese Law in Australia and Canada: 1965-1987" 藤倉皓士郎編・英米法論集、東大出版会、1987

Jaginder Singh Pasricha, "Asian Linkages: Participation in Legal Education and Development of Legal Systems in Asia", Law in Context vol. 14(1), 1996

Malcolm Smith, "Linkage to Asia", Law in Context vol. 14(1), 1996

Committee of Australian Law Deans ed., Studying Law in Australia 1997, September, 1997

Veronica Taylor ed., Asian Laws Through Australian Eyes, The Law Book Company Limited, 1997

The Japan Foundation ed., Directory of Japanese Studies in Australia and New Zealand, 1997

マルコム・スミス (樋口範雄訳) 「外から見た日本法研究」石井紫郎・樋口範雄編・外から見た日本法、東大出版会、1995年8月

疋田正博「オーストラリアにおける日本研究」日本研究 (国際日本研究センター紀要) 10集、平成6年8月

Legal Education on Asian Laws in Australia

Kozo KAGAWA*

Abstract

I had an opportunity to learn the present situation on legal education of Asian laws through my study at the University of Melbourne from June to August 1997. There are 27 law faculties in Australia. The oldest one is situated in the University of Sydney founded in 1855, the next in the University of Melbourne in 1857. Before the Second World War only 6 law faculties were established. But during 1990s 12 universities made law faculties. Because students go on increasing who wish to enter the University in parallel with increasing population. And economic and cultural interchange has been developed with many countries. This leads interests in law as a vital tool to economic and trade growth in Australia.

In Australia undergraduate education in law consists of a minimum of a 3 year degree holding a prior university degree, or a 4 year degree for those without a prior degree. But many students studying law do a 5 or 6 year course and gain 2 combined degrees. Art/law, commerce or business/law, science/law, engineer/law and even medicine/law are becoming frequent. Most students enter undergraduate education at age 17, 18 or 19. This means that even with a 5 or 6 year degree they graduate at around the same age as Japanese students. An understanding of Asian languages and cultures may be obtained by enrolling in a bachelor of arts degree with degrees in law. In Japan it is very difficult to introduce combined degrees system.

Australia is rapidly developing both trading and diplomatic relations with

*Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

many countries in Asia and the Pacific. This leads to interests in Asian laws. The University of Melbourne initiated to research and teach Asian laws. Dr. Hans Leyser began to work on Indonesian law some 40 years ago and Dr. Mary Hiscock organized to teach Japanese law, Korean law and Chinese law during 1970s and 1980s in the context of comparative and civil law. It is 25 years since a Japanese law programme began at Monash University on the initiative of Dr. David Allan and Dr. Peter Hocker.

Asian Law Centre at the University of Melbourne established in 1985 was the first Centre in Australia devoted to Asian laws. This Centre promotes the teaching of Asian laws at both graduate and undergraduate levels. Centre for Asian and Pacific Law was established in 1993 within the University of Sydney. This Centre mainly focusses to Chinese law. The Centre for Southeast Asian Law was established in 1996 within the Law Faculty of the Northern Territory University. The Director of this Centre is Prof. Jesse Min Aun Wu born in Malaysia. So this Centre has a special plan and commitment to research the matters concerning Southeast Asia, especially Malaysia and Singapore.

Asian laws are taught mainly at postgraduate course. But the University of Melbourne tried to integrate Asian legal system as comparative law studies in the first-year subject, History and Philosophy of Law, at the undergraduate course from 1994. Teaching of Asian laws moves from comparative and civil law courses to encompass specialised courses on particular countries and specialised courses covering areas such as Asian business and tax law. The teachers are gradually bilingual specialists. Most law faculties try to introduce courses on Asian laws in their curricula. For example Indonesian law is taught in 17 universities, Asian region law in 11 universities, Chinese law in 7 universities which can be found from the guide to the study of law in Australia edited by Committee of Australian Law Deans.